

熱海市告示第 57 号

熱海市公共施設の整備に関する検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成 26 年 5 月 1 日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市公共施設の整備に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 市民のにぎわいの拠点となる公共施設の整備に関し、必要な事項を調査し、及び検討することを目的として、熱海市公共施設の整備に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公共施設の基本的な方向性の検討に関すること。
- (2) 公共施設の機能及び活用についての調査に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 検討委員会の委員は、15 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体から推薦を受けた者
- (2) 市議会議員
- (3) 学識経験者
- (4) 公募により選出された者
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 検討委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、公共施設企画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示の施行後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集し、委員長が選出されるまでその議長となる。